



【 重 要 】

福岡医発第1396号(地)
平成22年 9月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県における今シーズンのインフルエンザワクチン接種事業について

今シーズンのインフルエンザワクチンにつきましては、新型インフルエンザ(A/H1N1)と季節性インフルエンザの混合3価ワクチンであることから、10月1日より開始となるインフルエンザワクチン接種事業は、2つの事業を併せた実施となり、被接種者の年齢等により接種料金、請求方法が異なります。大変複雑な内容となるため、福岡県における今シーズのインフルエンザワクチン接種事業について取りまとめたものをお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、インフルエンザワクチン接種事業の円滑な実施のため、貴会管下の受託医療機関への周知方、並びに貴会のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

◎65歳以上高齢者等(定期接種対象者)に対するインフルエンザ三価ワクチンの接種について
今シーズンのインフルエンザワクチンにつきましては、新型インフルエンザ(A/H1N1)と季節性インフルエンザの混合3価ワクチンであることから、10月1日より開始となるインフルエンザワクチン接種事業は、2つの事業を併せた実施となり、65歳以上の高齢者等(二類定期接種対象者)に対する三価ワクチンの1回目の接種については、新型インフルエンザワクチン接種事業と定期予防接種事業の二面性を持ち、2つの事業を併せた実施となります。両事業においては、自己負担額や広域接種の場合の料金の考え方が異なりますが、福岡県保健医療介護部保健衛生課、各市町村、各郡市医師会と調整の上、福岡県においては、定期接種事業の取扱いに統一して実施いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
感染症対策担当理事 権藤秀之
会長 蒲池 壽

『福岡県におけるインフルエンザワクチン接種の取扱い』

対 象 者		接種料金	自己負担	市町村への請求
65 歳以上の 高齢者等（定 期接種対象 者） １）	低所得者以外 の者	居住地の料金 １） （福岡市民は接種地料金）	一部自己負担 １）	定期接種事業を適用 １）
	低所得者	居住地の料金	自己負担なし （添田町民は自己負担あり）	定期接種事業を適用 １）
定期接種対 象者以外の 者	低所得者以外 の者	接種地の料金	全額自己負担	本人負担
	低所得者	居住地の料金	自己負担なし （添田町民は自己負担あり）	新型インフルエンザ接種 事業代理受領契約を適用

１）定期接種対象者に対する３価ワクチンによる１回目の接種は、定期接種事業の取扱いに適用する。
それ以外の場合は、定期予防接種外のため新型インフルエンザワクチン接種事業を適用

【添付資料 一覧】

- １．定期接種対象者に対する接種について
- ２．定期接種対象者以外の方に対する接種について
- ３．定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分）
- ４．新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書
- ５．インフルエンザ予防接種料金請求方法一覧
- ６．各市町村予防接種担当課一覧
- ７．平成２２年度福岡県定期予防接種広域化 インフルエンザ予防接種実施要領
- ８．市町村民税非課税世帯者に対する新型インフルエンザワクチンの接種に関する代理受領契約について
- ９．平成 22 年度インフルエンザワクチン接種料金一覧【 65 歳以上の高齢者等（定期接種対象者）の場合】
- 10．平成 22 年度インフルエンザワクチン接種料金一覧【 定期接種対象者以外の場合】

インフルエンザワクチン定期接種対象者に対する接種について

(福岡県における取扱い)

定期接種対象者

65歳以上の者

60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

各市町村の接種料金等については、資料9：平成22年度インフルエンザワクチン接種料金一覧(平成22年10月1日～平成23年3月31日)【65歳以上の高齢者等(定期接種対象者)の場合】を必ずご参照下さい。

1. 定期接種対象者であって、市町村民税非課税世帯(被保護世帯を含む)に属する者(低所得者)以外の者に対する接種

【1回目の接種の場合】

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、市町村が設定した料金(居住地設定料金)により接種を行う。接種費用の請求については、居住地市町村が設定する自己負担額を被接種者から徴収し、市町村補助額を市町村が指定する請求様式により、市町村に請求する。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、定期予防接種広域接種事業を適用し、居住地設定料金(福岡市住民の方は接種地設定料金)により接種を行う。接種費用の請求については、居住地市町村が設定する自己負担額を被接種者から徴収し、市町村補助額を「定期予防接種実績報告書兼請求書」(資料3)により、資料5の広域接種の場合の請求方法に準じて市町村に請求する。

【2回目の接種の場合】

定期接種対象者については、1回接種が原則となるが、基礎疾患を有する者であって、免疫の低下により、医師が2回の接種を必要と判断した場合。

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業を適用し、接種地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

2. 定期接種対象者であって、市町村民税非課税世帯（被保護世帯を含む）に属する者（低所得者）に対する接種

【1回目の接種の場合】

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、市町村が設定した料金（居住地設定料金）により接種を行う。接種費用の請求については、市町村が指定する請求様式により、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業における代理受領契約を適用し、居住地設定料金（福岡市住民の方は接種地設定料金）により接種を行う。接種費用の請求については、「定期予防接種実績報告書兼請求書」（資料3）により、資料5の広域接種の場合の請求方法に準じて、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

【2回目の接種の場合】

定期接種対象者については、1回接種が原則となるが、基礎疾患を有する者であって、免疫の低下により、医師が2回の接種を必要と判断した場合。

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（資料4）により、市町村に全額を請求する。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業における代理受領契約を適用し、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（資料4）により、資料5の代理受領契約の場合の請求方法に準じて、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

定期接種対象者以外の方に対する接種について

(福岡県における取扱い)

各市町村の接種料金等については、資料 10 : 平成 22 年度インフルエンザワクチン接種料金一覧 (平成 22 年 10 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日) 【 定期接種対象者以外の場合 】を必ずご参照下さい。

- 1 . 定期接種対象者以外の者であって、市町村民税非課税世帯 (被保護世帯を含む) に属する者 (低所得者) 以外の者に対する接種

【 1 回目の接種の場合 】

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、市町村が設定した料金 (居住地設定料金)により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業を適用し、接種地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

【 2 回目の接種の場合 】

13 歳未満の者、もしくは、基礎疾患を有する者であって、免疫の低下により、医師が 2 回の接種を必要と判断した場合。

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業を適用し、接種地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、被接種者から全額徴収する。

2. 定期接種対象者以外の者であって、市町村民税非課税世帯（被保護世帯を含む）に属する者（低所得者）に対する接種

【1回目の接種の場合】

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（別添2）により、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業における代理受領契約を適用し、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（資料4）により、資料5の広域接種の場合の請求方法に準じて、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

【2回目の接種の場合】

13歳未満の者、もしくは、基礎疾患を有する者であって、免疫の低下により、医師が2回の接種を必要と判断した場合。

被接種者の居住地に所在する医療機関が接種を行う場合は、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（資料4）により、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

被接種者の居住地以外に所在する医療機関が接種を行う場合は、新型インフルエンザワクチン接種事業における代理受領契約を適用し、居住地設定料金により接種を行う。接種費用の請求については、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書」（資料4）により、資料5の代理受領契約の場合の請求方法に準じて、市町村に全額を請求（添田町以外）する。

添田町の住民の方のみ、500円の自己負担徴収（予診のみを除く）となります。

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分） （ 月分）

市町村長 殿

所在地
医療機関名
代表者名
電話番号

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額	ワクチン	単価	件数	請求額
三種混合							
二種混合							
麻しん							
風しん							
M R							
日本脳炎 乾燥細胞ワクチン							
BCG							
高齢者インフルエンザ							
高齢者インフルエンザ 自己負担免除者							
不可問診							
				合 計	円		

年齢等により単価が異なる場合は、空欄をご利用のうえ請求して下さい。

(振込先金融機関)				口座名義人	
銀行		支店		フリガナ 氏 名	
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号			

代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分） （ 月分）

医師会長 殿

所在地

医療機関名

代表者名

印

電話番号

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

市町村	三種混合	二種混合	麻しん	風しん	M R	日本脳炎 乾燥細胞 ワクチン	BCG	インフルエンザ*	インフルエンザ* 自己負担 免除者	計
市町村	不可問診									計

(振込先金融機関)				口座名義人	
銀行		支店		カガナ 氏名	
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号			

代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

定期予防接種実績報告書兼請求書（広域分） （ 月分）

市町村長 殿

所在地
医師会名
会長名

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額	ワクチン	単価	件数	請求額
三種混合							
二種混合							
麻しん							
風しん							
M R							
日本脳炎 乾燥細胞ワクチン							
BCG							
高齢者インフルエンザ							
高齢者インフルエンザ 自己負担免除者							
不可問診							
				合 計	円		

年齢等により単価が異なる場合は、空欄をご利用のうえ請求して下さい。

(振込先金融機関)

銀行 支店				口座名義人	
				フリガナ 氏名	
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号			

(各市町村へ直接請求する場合)

(様式 3—1)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

<市町村名> 長 殿

受託医療機関(住所)

(名称)

(管理者名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種の補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別	一件当たりの 補助金の額	件数	申請金額(円)
1回目の接種の場合	円		円
2回目の接種の場合 (1回目と2回目の接種 医療機関が同じ場合)	円		円
2回目の接種の場合 (1回目と2回目の接種 医療機関が異なる場合)	円		円
予診のみの場合	円		円
合計申請金額			円

一件当たりの補助金の額は、別表1により算出した額

(振込先金融機関)

				口座名義人
銀行 支店				ナガナ
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号		氏名

(都市医師会を経由して請求する場合)

(様式 3 — 2)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

< 都市医師会名 > 長 殿

(住 所)

(医療機関名)

(管 理 者 名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別 市町村	1 回目の接種の 場合	2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の 接種医療機関が 同じ場合)	2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の 接種医療機関が 異なる場合)	予診のみの場合	計
	円 件	円 件	円 件	円 件	円 (件)
	円 件	円 件	円 件	円 件	円 (件)
	円 件	円 件	円 件	円 件	円 (件)
	円 件	円 件	円 件	円 件	円 (件)
	円 件	円 件	円 件	円 件	円 (件)

一件当たりの補助金の額は、別表 1 により算出した額

(振込先金融機関)

銀行 支店				口座名義人
				フリガナ 氏名
預金 種 目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号		

(都市医師会から市町村へ申請する場合)

(様式 3 — 3)

新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書

平成 年 月 日

< 市町村名 > 長 殿

(住 所)

(医師会名)

(会 長 名)

印

標記について、新型インフルエンザ予防接種の補助金対象者に対して予防接種を実施しましたので、委任状の原本、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて下記のとおり申請します。

記

種別	一件当たりの 補助金の額	件数	申請金額 (円)
1 回目の接種の場合	円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が同じ場合)	円		円
2 回目の接種の場合 (1 回目と 2 回目の接種 医療機関が異なる場合)	円		円
予診のみの場合	円		円
合計申請金額			円

一件当たりの補助金の額は、別表 1 により算出した額

(振込先金融機関)

				口座名義人
				フリガナ
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号	銀行	支店
				氏名

インフルエンザ予防接種料金請求方法一覧
(平成22年10月1日現在)

資料 5

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	定期広域化接種料金請求方法一覧		新型インフルエンザ予防接種代理受領請求請求方法一覧	
		請 求 方 法	備 考	請 求 方 法	備 考
北九州市	北九州市	北九州市内の医療機関が実施した接種については、北九州市医師会経由 北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求	北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。	左記に同じ	請求は、毎月締めの翌月9日まで 北九州市医師会管内医療機関へは北九州市医師会より支払い 管外医療機関へは北九州市より直接支払い
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由	請求は、毎月締めの翌月10日まで <u>接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)</u>	左記に同じ	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	芦屋町				
	水巻町				
	岡垣町				
	遠賀町				
京都	行橋市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	苅田町				
	みやこ町				
豊前築上	豊前市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	築上町				
	吉富町				
	上毛町				

年度末の請求につきましては、必ず期日までにご提出ください。

インフルエンザ予防接種料金請求方法一覧
(平成22年10月1日現在)

資料 5

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	定期広域化接種料金請求方法一覧		新型インフルエンザ予防接種代理受領請求請求方法一覧	
		請 求 方 法	備 考	請 求 方 法	備 考
福岡市	福岡市	①福岡市医師会の会員医療機関が福岡市住民に接種した場合は、福岡市医師会経由 ② ①以外は市町村へ直接請求	①請求は、毎月締めめの翌月10日まで ②請求は、接種期間終了後の翌月10日までに請求。	左記に同じ	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
筑紫	筑紫野市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	春日市				
	大野城市				
	太宰府市				
	那珂川町				
糸島	糸島市	市へ直接請求	月末締めで翌月末まで	左記に同じ	左記に同じ
粕屋	古賀市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	宇美町				
	篠栗町				
	志免町				
	須恵町				
	新宮町				
	久山町				
	粕屋町				
宗像	宗像市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	福津市				

※年度末の請求につきましては、必ず期日までにご提出ください。

インフルエンザ予防接種料金請求方法一覧
(平成22年10月1日現在)

資料 5

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	定期広域化接種料金請求方法一覧		新型インフルエンザ予防接種代理受領請求請求方法一覧	
		請 求 方 法	備 考	請 求 方 法	備 考
直方鞍手	直 方 市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	小 竹 町				
	鞍 手 町				
	宮 若 市				
田 川	田 川 市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	香 春 町				
	添 田 町				
	福 智 町				
	糸 田 町				
	川 崎 町				
	大 任 町				
	赤 村				
飯 塚	飯 塚 市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	桂 川 町				
	嘉 麻 市				

年度末の請求につきましては、必ず期日までにご提出ください。

インフルエンザ予防接種料金請求方法一覧
(平成22年10月1日現在)

資料 5

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	定期広域化接種料金請求方法一覧		新型インフルエンザ予防接種代理受領請求請求方法一覧	
		請求方法	備考	請求方法	備考
久留米	久留米市	久留米市内の医療機関が実施した接種については、久留米医師会経由 久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求	3ヶ月毎に最終月の翌月10日までに請求	左記に同じ	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
大牟田	大牟田市	大牟田医師会の会員医療機関が大牟田市住民に接種した場合は、大牟田医師会経由 以外は市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
八女筑後	八女市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	筑後市				
	広川町				
朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	毎月締め翌月10日までに請求 筑前町：請求月日については未記入で提出。	左記に同じ	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	筑前町				
	東峰村				
小郡三井	小郡市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ
	大刀洗町				
大川三潆	大川市	大川三潆医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潆医師会経由で各市町村へ請求	・3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求 ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること	大川三潆医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種について、65歳以上の接種については大川三潆医師会経由で各市町村へ請求、それ以外は市町村へ直接請求 大川三潆医師会管外の医療機関が大川市、大木町の住民に接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求	・請求は、毎月締めめの翌月10日まで ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
	大木町	大川三潆医師会管外の医療機関が大川市、大木町の住民に接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求			
柳川山門	柳川市	柳川山門医師会の会員医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに各市へ請求書を直接提出→各市より医療機関へ直接振り込み	左記に同じ	左記に同じ
	みやま市	管外医療機関は、各市へ直接請求書を提出			
浮羽	うきは市	浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求 浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで	左記に同じ	左記に同じ

年度末の請求につきましては、必ず期日までにご提出ください。

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
1	北九州市	保健医療部保健衛生課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1		093-582-2435	093-582-4037
2	福岡市	保健福祉局保健医療部保健予防課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1		092-711-4270	092-733-5535
3	大牟田市	保健所健康対策課	836-8666	大牟田市不知火町1-5-1		0944-41-2669	0944-41-2675
4	中間市	健康増進課健康係	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	中間市保健センター	093-246-1611	093-246-3024
5	芦屋町	健康対策課健康係	807-0101	遠賀郡芦屋町幸町8-30	ほほえみほーる	093-222-2123	093-222-2010
6	水巻町	健康課	807-0025	遠賀郡水巻町埴末南3-11-1	いきいきほーる	093-202-3212	093-202-3621
7	岡垣町	こども未来課こども未来係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-283-3027
8	遠賀町	福祉課健康対策係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1234	093-293-0806
9	行橋市	子ども支援課	824-8601	行橋市中央1-1-1	行橋市役所	0930-25-1111	
	行橋市(高齢者インフル)	健康対策課健康づくり推進係	824-0063	行橋市中津熊501	行橋市保健センター	0930-23-8888	0930-25-2650
10	苅田町	健康福祉課健康づくり係	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91	苅田町総合保健福祉センター パンジープラザ	093-436-5115	093-436-5110
11	みやこ町	健康づくり課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960		0930-32-2725	0930-32-2735
12	豊前市	市民健康課健康係	828-8501	豊前市大字吉木955	豊前市総合福祉センター内	0979-82-1111(内1603)	0979-83-0566
13	築上町	住民課	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2		0930-56-0300(内710)	0930-53-6222
14	吉富町	健康福祉課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342	吉富あいあいセンター	0979-23-9900	0979-23-9903
15	上毛町	健康福祉課健康増進係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1		0979-72-3111	0979-84-8021
16	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	春日市いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-0051
	大野城市	こども健康課母子保健担当	816-8510	大野城市曙町2-2-1		092-501-2211	092-573-7791
17	大野城市(高齢者インフル)	健康長寿課	816-0932	大野城市瓦田4-2-1	すこやか交流プラザ内	092-501-2222	092-584-5656
18	筑紫野市	健康福祉部健康推進課	818-0013	筑紫野市岡田3-11-1	総合福祉センター カミーリヤ	092-920-8611	092-926-6006
19	太宰府市	健康福祉部 保健センター	818-0125	太宰府市五条3-1-1	太宰府保健センター	092-928-2000	092-920-7143
20	那珂川町	国保年金健康課	811-1292	筑紫郡那珂川町大字西隈64-1		092-953-2211	092-954-0043
21	糸島市	健康づくり課	819-1192	糸島市前原西1-1-1		092-323-1111	092-321-1139
22	宇美町	健康福祉課健康係	811-2131	粕屋郡宇美町貴船2-28-1	宇美町健康福祉センター うみハビネス	092-933-0777	092-933-0210
23	篠栗町	健康課	811-2416	粕屋郡篠栗町大字田中1-1	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414
24	志免町	健康課	811-2292	粕屋郡志免町志免中央1-1-1		092-935-1001	092-935-1529
25	須恵町	保健環境課	811-2193	粕屋郡須恵町須恵771		092-932-1151	092-933-6579
26	新宮町	健康福祉課健康係	811-0112	粕屋郡新宮町大字下府425-1	シーオーレ新宮	092-962-5151	092-962-5333
27	古賀市	保健福祉部健康づくり課予防係	811-3116	古賀市庄205	古賀市保健福祉総合センター	092-942-1151	092-942-1154
28	久山町	健康福祉課健康係	811-2501	粕屋郡久山町大字久原1822-1	久山町ヘルスC&Cセンター	092-976-3377	092-976-3378
29	粕屋町	国保健康課健康推進係	811-2392	粕屋郡粕屋町駕与丁1-1-1	粕屋町健康センター	092-938-2311(内525)	092-938-2415
30	宗像市	健康づくり課すこやか支援係	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号		0940-36-1187	0940-36-2410
31	福津市	いきいき健康課健康相談係	811-3218	福津市手光南2-1-1	ふくとびあ内	0940-34-3351	0940-34-3335

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所 1	住所 2	TEL	FAX
32	直方市	健康福祉課健康づくり係	822-8501	直方市殿町7-1		0949-25-2114	0949-25-2135
33	小竹町	健康増進課健康対策係	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1152	小竹町保健センター	09496-2-1864	0946-2-1867
34	鞍手町	保険健康課健康増進班	807-1395	鞍手郡鞍手町大字中山3705	鞍手町役場	0949-42-2111	0949-42-5693
35	宮若市	健康増進課健康対策係	822-0113	宮若市金生1064-1	宮若市保健センター パレット	0949-55-6000	0949-52-1660
36	田川市	健康福祉課	825-0002	田川市大字伊田2550-1	田川市保健センター	0947-44-8270	0947-44-8280
37	香春町	福祉課	822-1492	田川郡香春町大字高野994		0947-32-8401	0947-32-4815
38	添田町	住民課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151		0947-82-1232	0947-82-5508
39	福智町	保健課	822-1101	田川郡福智町赤池970-1	コスモス保健センター	0947-28-9500	0947-28-9501
40	糸田町	住民課	822-1392	田川郡糸田町1975-1	糸田町保健センター	0947-49-9020	0947-26-0284
41	川崎町	福祉健康課保健係	827-0004	田川郡川崎町大字田原804		0947-72-7083	0947-72-7083
42	大任町	住民課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067		0947-63-3000	0947-63-3813
43	赤村	住民課健康増進係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188		0947-62-3000	0947-62-3007
44	飯塚市	保健福祉部健康増進課	820-8605	飯塚市忠隈523	飯塚市保健センター	0948-24-4002	0948-25-8994
45	桂川町	健康づくり課健康づくり係	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361	桂川町総合福祉センター	0948-65-0001	0948-65-0078
46	嘉麻市	健康課母子保健係	821-8501	嘉麻市上山田392		0948-53-1104	0948-53-1149
47	久留米市	健康推進課	830-0022	久留米市城南町15-5	久留米市保健所	0942-30-9731	0942-30-9833
48	八女市	健康課健康推進係	834-8585	八女市大字本町647		0943-23-1352	0943-22-2186
49	筑後市	健康づくり課健康増進係	833-8601	筑後市大字山ノ井898		0942-53-4115(内311)	0942-53-4119
50	広川町	健康福祉課高齢者・健康係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1		0943-32-1111	0943-32-5164
51	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1	朝倉市保健福祉センター	0946-22-8571	0946-23-0732
52	筑前町	健康課	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	めくばー健康福祉館内	0946-42-3111	0946-42-2011
53	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	東峰村役場 小石原庁舎	0946-74-2311	0946-74-2722
54	小郡市	保健福祉部健康課健康推進係	838-0126	小郡市二森1167-1	総合保健福祉センター	0942-72-6666	0942-72-6477
55	大刀洗町	健康福祉課健康支援係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819		0942-77-2266	0942-77-2205
56	大川市	健康課健康推進係	831-0031	大川市大字上巻405-1	大川市保健センター	0944-86-8450	0944-86-8464
57	大木町	健康福祉課健康づくり係	830-0416	三潴郡大木町大字八町牟田538-1	大木町健康福祉センター	0944-33-2013	0944-32-2016
58	柳川市	健康づくり課健康係	832-8601	柳川市本町87-1		0944-73-8111	0944-75-6210
59	みやま市	介護健康課健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5		0944-64-1515	0944-64-1517
60	うきは市	保健課健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316		0943-75-3111	0943-75-4963

平成22年度 福岡県定期予防接種広域化 インフルエンザ予防接種実施要領

1. 実施期間

平成22年10月1日～平成23年3月31日

2. 接種対象者

満65歳以上で接種を希望する人および満60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人

3. 予診票及び接種済証

- ・各市町村作成のもの、もしくは「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」において厚生労働省が示す様式を使用。(予診票は統一しない。接種地市町村、被接種者居住地市町村どちらのものでも可)
- ・「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」において厚生労働省が示す様式を使用。

4. 個人負担金 別紙料金表参照

- ・被接種者居住地市町村が定めた自己負担金を、被接種者から徴収。
- ・自己負担金免除対象者は、市町村によって異なる。免除者本人が持参する被接種者居住地市町村・保健福祉環境事務所が発行した通知書および証明書等で確認のうえ、接種を行う。

福岡市住民の接種料金は、接種地市町村の設定料金で接種する。

5. 請求方法

広域化報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、

- ・被接種者居住地市町村の定めた接種料金から自己負担金を差し引いた金額を、被接種者市町村もしくは医師会へ請求。
- ・自己負担金免除者分については、被接種者居住地市町村の定めに応じて接種料金を請求。

6. 健康被害等について

接種により生じた予防接種事故等については、被接種者居住地市町村の設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その意見に基づいて処理するものとする。

7. その他注意事項

- ・自己負担金免除対象者等について不明な場合は、各市町村へ確認のうえ、接種を実施すること。

市町村民税非課税世帯者に対する新型インフルエンザワクチンの接種に関する代理受領契約について

1. 対象者

各市町村が発行する補助金対象者証明書を有する市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属する者。

ただし、本県では、定期接種対象者については定期接種事業の取扱いを適用するため、定期接種対象者であって低所得者に該当する者の1回目の接種については、定期接種事業を適用する。

2. 実施期間

平成22年10月1日～平成23年3月31日

3. 実施内容

- (1) 「受託医療機関等における新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種実施要領」に基づき実施する。
- (2) 補助対象者より「新型インフルエンザ予防接種補助金の申請及び受領に関する委任状（様式2）」の提出があった場合には、実費の徴収を行わないものとする。

ただし、添田町の住民の方については、自己負担として500円を徴収（予診のみを除く）する。

4. 接種費用の請求等について

(1) 請求額

被接種者の居住する市町村が設定する額とする。

(2) 請求方法

受託医療機関は、「新型インフルエンザ予防接種補助金交付申請書（様式3）」に「新型インフルエンザ予防接種補助金の申請及び受領に関する委任状（様式2）」、予診票の写し及び補助金対象者証明書を添えて、別紙4のとおり請求する。

なお、定期接種対象者であって、低所得者に該当する者の2回目の接種に係る請求については、様式3を取り繕うか、用紙を分けて請求する。

新型インフルエンザ予防接種補助金の

申請及び受領に関する委任状

(1 回目、 2 回目)

平成 年 月 日

< 市町村名 > 長 殿

(委任者 (申請者))

住所 _____

氏名 (被接種者) _____ 印

(生年月日 : 明 大 昭 平 年 月 日生)

保護者 _____ 印 (続柄)

電話番号 _____

(被接種者が未成年の場合は、必ず保護者を記入してください)

(被接種者本人または保護者の自署であれば押印は省略可)

私が下記の医療機関で受けた新型インフルエンザ予防接種の補助金の申請及び受領に関する一切の件について、下記の医療機関を私の代理人とし、その権限を委任します。また、その際、予診票の写しを下記の医療機関が市町村に提出することに同意します。

(受任者 (受託医療機関))

住所 _____

名称 _____

管理者名 _____

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
北九州市	①1回目の接種 一般医療機関	3,100円	1,000円	居住地料金	4,100円	0円	居住地料金	減免対象者:65歳以上で生活保護受給者又は世帯全員が市民税非課税の方。接種を受ける場合は「減免用予診票」が必要なため、接種前に住所区の区役所生活支援課で申請が必要。接種時に「介護保険料納入通知書(所得段階が1～3のもの)」又は「介護保険負担限度額認定証」を提示。 予診のみ者:施設実施分については「予診のみ(不可問診)」の支払は認めません。 施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特養、養護、軽費ケアハウス 60歳から65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級程度の障害)については、同障害が確認できる身体障害者手帳のコピー(障害程度が分かる部分)を予診票に添付すること。
	①1回目の接種 施設	1,010円	1,000円	居住地料金	2,010円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診) 1回目 一般医療機関	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
	④予診のみ(不可問診) 1回目 施設	0円	0円	居住地料金	0円	0円		
	④予診のみ(不可問診) 2回目 一般医療機関	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
	④予診のみ(不可問診) 2回目 施設	0円	0円	居住地料金	0円	0円		
中間市	①1回目の接種	3,292円	1,000円	居住地料金	4,292円	0円	居住地料金	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
	①入院・入所中の者の1回目	1,202円	1,000円	居住地料金	2,202円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,202円	接種地料金	2,202円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,292円	接種地料金	4,292円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
芦屋町	①1回目の接種	3,292円	1,000円	居住地料金	4,292円	0円	居住地料金	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
	①入院・入所中の者の1回目	1,202円	1,000円	居住地料金	2,202円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,202円	接種地料金	2,202円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,292円	接種地料金	4,292円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
岡垣町	①1回目の接種	3,292円	1,000円	居住地料金	4,292円	0円	居住地料金	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
	①入院・入所中の者の1回目	1,202円	1,000円	居住地料金	2,202円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,202円	接種地料金	2,202円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,292円	接種地料金	4,292円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
遠賀町	①1回目の接種	3,292円	1,000円	居住地料金	4,292円	0円	居住地料金	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
	①入院・入所中の者の1回目	1,202円	1,000円	居住地料金	2,202円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,202円	接種地料金	2,202円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,292円	接種地料金	4,292円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
水巻町	①1回目の接種	3,292円	1,000円	居住地料金	4,292円	0円	居住地料金	・インフルエンザ接種で「無料」と明記した予診票を持参した被接種者については、負担金を徴収せず全額請求すること。 ・施設:介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス ・60歳以上65歳未満については、調査票の記入・添付が必要。
	①入院・入所中の者の1回目	1,202円	1,000円	居住地料金	2,202円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,202円	接種地料金	2,202円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,292円	接種地料金	4,292円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
行橋市	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
苅田町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	・生活保護受給者については生活保護証明書を、住民税非課税世帯者については非課税世帯証明書を予審票に添付して請求して下さい。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
みやこ町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
豊前市	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円	接種地料金	2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	設定なし	設定なし	居住地料金	設定なし	設定なし		
築上町	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円	接種地料金	2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,000円	0円	居住地料金	1,000円	0円		
吉富町	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円	接種地料金	2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,000円	0円	居住地料金	1,000円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
上毛町	①1回目の接種	3,000円	0円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円	接種地料金	2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,000円	0円	居住地料金	1,000円	0円		
福岡市	①1回目の接種	3,262円	1,200円	接種地料金	4,462円	0円	接種地料金	※広域接種の場合の料金は、接種地の料金を適用。自己負担免除者は証明書を添付して請求。 60歳以上65歳未満の対象者は身体障害者手帳の写し、自己負担金免除者は証明証も添付。免除対象者と書類についてはお問合せを。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	接種地料金	2,835円	0円		
春日市	①1回目の接種	3,126円	1,000円	居住地料金	4,126円	0円	居住地料金	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
筑紫野市	①1回目の接種	3,126円	1,000円	居住地料金	4,126円	0円	居住地料金	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
太宰府市	①1回目の接種	3,126円	1,000円	居住地料金	4,126円	0円	居住地料金	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
那珂川町	①1回目の接種	3,126円	1,000円	居住地料金	4,126円	0円	居住地料金	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
大野城市	①1回目の接種	3,126円	1,000円	居住地料金	4,126円	0円	居住地料金	翌月10日までに広域の請求書に予診票の原本をつけて請求。 65歳未満は障害手帳の写し、自己負担免除者は市が発行している「自己負担免除通知書」の原本も添付。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
糸島市	①1回目の接種	2,500円	1,500円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	自己負担金免除者分の請求は、被接種者が持参した「自己負担金免除通知書」を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,700円	0円	居住地料金	2,700円	0円		
古賀市	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
粕屋町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
篠栗町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
宇美町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	・生活保護世帯被保護者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。 ・平成22年度より、市町村民税非課税世帯の方も公費負担の対象となります。「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種補助金対象者証明書」にて証明が必要。 いずれも予診票に添付すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
志免町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	・低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。 ・非課税世帯については、①～③のいずれかを予診票に添付すること。 ①健康課が発行する「新型インフルエンザ予防接種補助対象者証明書」原本 ②「平成22年度介護保険料決定通知書(所得段階:1～3段階)」の写し ③有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」の写し
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
久山町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
須恵町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	・低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。 ・補助金対象者証明書 市町村民税非課税世帯：①町が発行する証明書 ②介護保険負担限度額認定証 ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 (②・③・・・有効期限内)
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
新宮町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	低所得者については、被接種者が提示した確認書類を予診票に添付して請求する。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
宗像市	①1回目の接種	3,000円	1,000円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	インフルエンザ自己負担金免除該当者：生保受給者、市町村民税非課税世帯者 ※どちらも被接種者は医療機関にて証明書等の提示が必要。各市発行のものを確認のうえ、接種。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,920円	0円	居住地料金	2,920円	0円		
福津市	①1回目の接種	3,000円	1,000円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	インフルエンザ自己負担金免除該当者：生保受給者、市町村民税非課税世帯者 ※どちらも被接種者は医療機関にて証明書等の提示が必要。各市発行のものを確認のうえ、接種。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,920円	0円	居住地料金	2,920円	0円		
宮若市	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の「宮若市緊急受診証」の写しを予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の「インフルエンザ予防接種補助金対象者証明書」を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円	接種地料金	1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	740円	0円	居住地料金	740円	0円		
小竹町	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明書または診療依頼書の写しを予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の町民税非課税世帯証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円	接種地料金	1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	740円	0円	居住地料金	740円	0円		
直方市	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明書を予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の市民税非課税世帯証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円	接種地料金	1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	740円	0円	居住地料金	740円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご注意ください。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
鞍手町	①1回目の接種	2,000円	1,000円	居住地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の診療依頼書の写しを予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の町民税非課税世帯証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円	接種地料金	1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	740円	0円	居住地料金	740円	0円		
福智町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
川崎町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
香春町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
添田町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,100円	500円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,050円	500円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,100円	500円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
田川市	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
赤村	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
糸田町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
大任町	①1回目の接種	2,600円	1,000円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
飯塚市	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明書の添付が必要。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,800円	接種地料金	2,800円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
嘉麻市	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明書の添付が必要。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,800円	接種地料金	2,800円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
桂川町	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護者は医療カードNo記載、市民税非課税世帯は非課税世帯証明書の添付が必要。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,800円	接種地料金	2,800円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
久留米市	①1回目の接種	3,129円	1,050円	居住地料金	4,179円	0円	居住地料金	・インフルエンザの無料接種者の予診票については、生活保護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する支援給付受給者の方は証明書、市民税非課税の方は非課税確認者又は限度額適用標準負担額減額認定証のコピーを予診票の裏に添付してください。 ・1価ワクチンを接種する場合、低所得者以外の方は全額自己負担となります(接種地料金)。市町村補助はありません。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		
大牟田市	①1回目の接種	2,300円	1,300円	居住地料金	3,600円	0円	居住地料金	非課税世帯の証明書類 ※65歳以上で市民税非課税世帯の方:接種費用助成はがき ※60歳以上65歳未満(心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者も含む)で、市民税非課税世帯の方:「市民税非課税世帯申立書」 ※生活保護受給者:「保護証明書」 以上の証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,290円	0円	居住地料金	2,290円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
八女市	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	自己負担金免除者:生活保護世帯の該当者(65歳以上)被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	0円	居住地料金	0円	0円		
筑後市	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	自己負担金免除者:生活保護世帯の該当者(65歳以上)被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	0円	居住地料金	0円	0円		
広川町	①1回目の接種	2,800円	1,200円	居住地料金	4,000円	0円	居住地料金	自己負担金免除者:生活保護世帯の該当者(65歳以上)被接種者は証明書を医療機関に提示。充分確認のうえ、接種をお願いします。証明書は予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	0円	居住地料金	0円	0円		
朝倉市	①1回目の接種	3,231円	1,000円	居住地料金	4,231円	0円	居住地料金	・低所得者の方が接種した場合は、市が発行する生活保護受給証明書、非課税確認書等の証明書類を予診票に添付して請求すること。 ・低所得者以外の方が接種した場合は、自己負担金1,000円を徴収するが、請求額は、4,231円とすること。(請求額から自己負担額を控除した額を支払う)
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	4,231円	接種地料金	4,231円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,231円	接種地料金	4,231円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		
筑前町	①1回目の接種	3,231円	1,000円	居住地料金	4,231円	0円	居住地料金	・被接種者からは自己負担¥1,000を徴収するが、インフルエンザ(65歳以上)接種の市町村への請求金額は全額の¥4,231とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,231が後日支払われる。 ・生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	4,231円	接種地料金	4,231円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,231円	接種地料金	4,231円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		
東峰村	①1回目の接種	3,231円	1,000円	居住地料金	4,231円	0円	居住地料金	・東峰村の全額補助対象は、生活保護受給者のみとなります。 ・被接種者からは自己負担¥1,000を徴収するが、インフルエンザ(65歳以上)接種の市町村への請求金額は全額の¥4,231とする。市町村からは被接種者自己負担額¥1,000を差引いた¥3,231が後日支払われる。 ・生保該当者については、福祉事務所で発行する生活保護証明書にて確認。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	3,231円	1,000円	接種地料金	4,231円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,231円	接種地料金	4,231円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方		広域接種の 場合の料金	低所得者の方		広域接種の 場合の料金	【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方の2回目は接種地料金適用、それ以外は 居住地料金適用となります。 ただし、福岡市のみ取扱いが異なりますのでご留意下さい。
		市町村補助額	自己負担額		市町村補助額	自己負担額		
小都市	①1回目の接種(市内)	2,800円	1,000円	居住地料金	3,800円	0円	居住地料金	・生活保護世帯・市民税非課税世帯は自己負担額を免除。 ※生活保護受給者証又は非課税確認書の添付が必要。 ・60歳以上65歳未満の対象者は、身体障害者手帳の写し、医師の診断書などを予診票に添付して 請求すること。
	①1回目の接種(市外)	2,950円	1,000円	居住地料金	3,950円	0円		
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(市内)	2,690円	0円	居住地料金	2,690円	0円		
	④予診のみ(市外)	2,830円	0円	居住地料金	2,830円	0円		
大刀洗町	①1回目の接種	3,179円	1,000円	居住地料金	4,179円	0円	居住地料金	生活保護受給者の方は診療依頼書、対象の身体障害者の方は手帳で確認後に接種。予診票に添 付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,790円	0円	居住地料金	1,790円	0円		
大川市	①1回目の接種	3,129円	1,050円	居住地料金	4,179円	0円	居住地料金	・1回目の接種 1価ワクチンを接種する場合、低所得者以外の方は、全額自己負担となります(接種地料金)。市 町村補助はありません。 ・インフルエンザ自己負担金免除該当者(生保受給者、市町村民税非課税世帯者) 市発行のものを確認の上、接種。 医療機関で証明書と予診票を添付して請求すること。 ・65歳以上の高齢者で2回目が予診のみの場合は、1,291円を上限として自己負担とする。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		
大木町	①1回目の接種	3,129円	1,050円	居住地料金	4,179円	0円	居住地料金	・1価ワクチンを接種する場合、低所得者以外の方は、全額自己負担とする(接種地料金)。市町村 補助はゼロ。 ・インフルエンザ自己負担金免除該当者(生保受給者、市町村民税非課税世帯者) どちらも被接種者は医療機関にて証明書等の提示が必要。町発行のものを確認のうえ接種し、予 診票に添付して請求すること。 ・65歳以上の高齢者で2回目が予診のみの場合は、1,291円を上限として自己負担とする。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,291円	0円	居住地料金	1,291円	0円		
柳川市	①1回目の接種	3,326円	1,000円	居住地料金	4,326円	0円	居住地料金	生活保護受給者は受給者証明書で確認し、コピーを予診票に添付して請求して下さい。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,830円	接種地料金	2,830円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
みやま市	①1回目の接種	3,326円	1,000円	居住地料金	4,326円	0円	居住地料金	生活保護受給者は受給者証明書または生活保護受給票で確認し、予診票に添付して請求して下さい。 い。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,830円	接種地料金	2,830円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円	接種地料金	4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	2,835円	0円	居住地料金	2,835円	0円		
うきは市	①1回目の接種	3,000円	1,200円	居住地料金	4,200円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円	接種地料金	2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	1,812円	0円	居住地料金	1,812円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
北九州市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
中間市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
芦屋町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
岡垣町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
遠賀町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
水巻町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
行橋市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
苅田町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	・生活保護受給者については生活保護証明書を、住民税非課税世帯者については非課税世帯証明書を予審票に添付して請求して下さい。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
みやこ町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
豊前市	①1回目の接種	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円		2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	設定なし	設定なし		設定なし	設定なし		
築上町	①1回目の接種	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円		2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,000円		1,000円	0円		
吉富町	①1回目の接種	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円		2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,000円		1,000円	0円		
上毛町	①1回目の接種	0円	3,000円	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,000円		2,000円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,000円		1,000円	0円		
福岡市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
春日市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
筑紫野市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
太宰府市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
那珂川町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
大野城市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
糸島市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
古賀市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
粕屋町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
篠栗町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
宇美町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	・市町村民税非課税世帯の方は、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種補助金対象者申請書」にて証明が必要。 ・生活保護世帯被保護者の方は、診療依頼書等確認できるものの写しが必要。 いずれも予診票に添付すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
志免町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	・生保該当者については、福祉事務所発行の診療依頼書等確認できるものの写しを予診票に添付すること。 ・非課税世帯については、①～③のいずれかを予診票に添付すること。 ①健康課が発行する「新型インフルエンザ予防接種補助対象者証明書」原本 ②「平成22年度介護保険料決定通知書(所得段階:1～3段階)」の写し ③有効期限内の「介護保険負担限度額認定証」の写し
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
久山町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
須恵町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
新宮町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
宗像市	①1回目の接種	0円	4,000円を上限	接種地料金	4,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円を上限		4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	2,920円を上限		2,920円	0円		
福津市	①1回目の接種	0円	4,000円を上限	接種地料金	4,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円を上限		4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	2,920円を上限		2,920円	0円		
宮若市	①1回目の接種	0円	3,000円を上限	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の「宮若市緊急受診証」の写しを予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の「インフルエンザ予防接種補助金対象者証明書」を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円を上限		1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円を上限		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	740円を上限		740円	0円		
小竹町	①1回目の接種	0円	3,000円を上限	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円を上限		1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円を上限		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	740円を上限		740円	0円		
直方市	①1回目の接種	0円	3,000円を上限	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明書を予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の市民税非課税世帯証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円を上限		1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円を上限		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	740円を上限		740円	0円		
鞍手町	①1回目の接種	0円	3,000円を上限	接種地料金	3,000円	0円	居住地料金	生活保護受給者と市町民税非課税世帯の者は自己負担額を免除 ・生活保護受給者については、持参の生活保護受給証明書を予診票に添付して請求すること。 ・非課税世帯の者については、持参の市民税非課税世帯証明書等を予診票に添付して請求すること。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	1,500円を上限		1,500円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,000円を上限		3,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	740円を上限		740円	0円		
福智町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
川崎町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
香春町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
添田町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,100円	500円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,050円	500円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,100円	500円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
田川市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
赤村	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
糸田町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
大任町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
飯塚市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
嘉麻市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
桂川町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
久留米市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
大牟田市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
八女市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
筑後市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
広川町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
朝倉市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
筑前町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
東峰村	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	・東峰村の全額補助対象は、生活保護受給者のみとなります。
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(生保)	0円	1,790円		1,790円	0円		
小郡市	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		
大刀洗町	①1回目の接種	0円	3,600円	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円		1,790円	0円		

市町村名	接種料金	低所得者以外の方			低所得者の方			【特記事項】 ①定期接種対象者については、3価ワクチンの接種が原則となります。 ②広域接種の場合、低所得者以外の方は接種地料金適用、低所得者の方は居住地料金適用となります。 ③低所得者の方に対する接種費用の請求については、代理受領契約に基づく本人の委任状(様式2)と予診票の添付が必要です。
		市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	市町村補助額	自己負担額	広域接種の場合の料金	
大川市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
大木町	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		
柳川市	①1回目の接種	0円	4,000円を上限	接種地料金	4,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,830円を上限		2,830円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円を上限		4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,980円を上限		1,980円	0円		
みやま市	①1回目の接種	0円	4,000円を上限	接種地料金	4,000円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,830円を上限		2,830円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	4,000円を上限		4,000円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,980円を上限		1,980円	0円		
うきは市	①1回目の接種	0円	3,600円を上限	接種地料金	3,600円	0円	居住地料金	
	②2回目の接種 ※1回目と同一の医療機関	0円	2,550円を上限		2,550円	0円		
	③2回目の接種 ※1回目と異なる医療機関	0円	3,600円を上限		3,600円	0円		
	④予診のみ(不可問診)	0円	1,790円を上限		1,790円	0円		